

グリーン・ツーリズム促進等緊急対策事業実施要綱

制 定：平成21年5月29日付け21農振第468号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣 旨

農山漁村の多くは、地域活性化を図る観点から、グリーン・ツーリズムの推進や農山漁村において小学生の長期宿泊体験活動の受入れを実施する子ども農山漁村交流プロジェクトの受入れ等の都市農村交流ビジネスの展開に意欲を持っている。しかしながら、都市農村交流の受入ノウハウなどの蓄積が乏しいこと、こうした活動を中心となって実践する地域リーダーがいないこと等から、地域での取組が今一步進展していかない状況にある。

本事業は、このような地域を対象に、先進地域のノウハウを導入し、廃校等の施設を活用した交流活動の早期着手や受入体制の早急な整備等を支援するものであり、こうした取組を通じて、都市と農山漁村の交流に取り組む受入地域の創出を図るものである。

第2 事業内容

本事業は、新たにグリーン・ツーリズムの推進や子ども農山漁村交流プロジェクトの受入れ等による交流ビジネスの展開に意欲があるものの、受入ノウハウの蓄積が乏しく、地域リーダーがいない農山漁村地域を対象に、地域にある廃校校舎や空き家等を活用した都市農村交流ビジネスを実施するための2年間の事業計画（行程表）を策定するとともにその実現を図るものとする。このための事業内容に係る経費を国が直接支援し、その事業計画（行程表）及び事業内容は次のとおりとする。

なお、事業実施主体及び採択要件等については、別表に定めるとおりとする。

<事業計画（行程表）>

（1）1年目

① 地域全体での合意形成

ワークショップ形式による地域の取組機運の醸成や都市住民が農山漁村に対して抱いているニーズ調査等により、地域全体で廃校校舎や空き家等を活用した都市農村交流ビジネスを実施するための農山漁村における合意形成を図る。

② 都市農村交流の中核を担う専門家となる人材の募集

地域にある廃校校舎や空き家等を活用した都市農村交流ビジネスに新たに取り組むため、都市農村交流の中核を担う交流施設等における運営スタッフや地域コーディネーター、体験インストラクター、地域ガイド等の地域リーダーとなる者（以下「地域リーダー」という。）を地域の内外から募集し、選定する。

③ 都市農村交流の中核を担う専門家の人材育成

地域リーダーを育成するため、②で選定された者に対し、グリーン・ツーリズムや都市農村交流ビジネスに関しての1ヶ月間程度の基礎研修及びグリーン・ツーリズム先進地域における実践ノウハウの習得を目的として、先進地域に地域リ

ーダーを派遣する半年から一年間程度の実践トレーニング研修を実施する。

④ 地域受入体制の整備

②、③とは別に、廃校校舎や空き家等を活用した都市農村交流ビジネスの受入れを地域全体で実施するための地域受入研修、地域での役割分担を明確化する検討会の開催及び基本的な受入計画の作成等を通じた地域受入体制の整備等を実施する。

⑤ 地域での連携体制の構築

④を核として、地域に賦存する文化や景観、歴史などの地域資源を活用し、都市住民にとって魅力ある地域づくりを推進するため、地域資源の再評価を行い、地域を訪れる都市住民に対してその資源を効果的に提供できるよう受入活動に関わる地域住民や行政、NPO 法人等が互いに連携する地域ぐるみの受入体制を構築する。

⑥ 体験プログラムの作成

各農山漁村固有の自然条件、人的資源等から、当該地域において最も適切と考えられる体験プログラムを作成し、提供するための指導者の確保や安全管理の確保を行う。

(2) 2年目

① 受入組織の設立

地域にある廃校校舎や空き家等を活用した都市農村交流ビジネスを実施するため、地域全体での受入組織を設立し、事務局の開設を行う。

② 都市部の組織との連携活動

都市農村交流ビジネスを展開するために、(1)の④による農山漁村地域での受入体制の整備を更に推進するとともに、都市住民の送り出しを促進するための企業やNPO、自治体、商店街などの都市部の組織との連携活動を推進する。

③ 都市農村交流ビジネスの実施

①の受入組織を窓口、地域にある廃校校舎や空き家等を活用した都市農村交流ビジネスを実践し、交流施設等における運営スタッフや地域リーダー等の雇用の確保を図るとともに、彼らの能力を活かした営業を展開し、ビジネスモデルの構築を行う。

第3 事業実施期間

本事業に係る事業計画（行程表）の実施期間は、平成21年度及び平成22年度の2年間とする。

第4 事業実施の手続

- 1 別表事業実施主体の欄の公募要領に基づき選定された事業実施主体は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、事業計画（行程表）を作成して、地方農政局長等（事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合又は農村振興局が直接取り扱うことが効率的かつ効果的であるとして農

村振興局長が認める場合にあつては農村振興局長、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の場合にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 地方農政局長等は、承認を行った事業計画（行程表）について取りまとめ、これを農村振興局長へ報告する。
- 3 農村振興局長が別に定める事業計画（行程表）の重要な変更については、1及び2に準じて行う。
- 4 毎年度の実施手続
 - (1) 事業実施主体は、毎年度、農村振興局長が別に定めるところにより、年度別事業計画（行程表）を作成し、地方農政局長等に提出する。
 - (2) 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された年度別事業計画（行程表）について取りまとめ、農村振興局長に報告する。

第5 助成

国は、平成21年度補正予算の範囲内で、第2の事業計画（行程表）のうち（1）の①の地域全体での合意形成、③の都市農村交流の中核を担う専門家の人材育成及び④の地域受入体制の整備の実施に必要な経費について、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体に対し助成する。

第6 完了報告

事業実施主体は、事業計画（行程表）に基づくすべての事業が完了したときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告する。

第7 事業の評価

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業計画（行程表）に定められた目標の達成状況について評価を行い、地方農政局長等に報告する。
- 2 地方農政局長等は、事業実施主体から報告された事業評価について、その内容を評価し、その結果を農村振興局長が別に定めるところにより、農村振興局長に報告するとともに公表する。
- 3 事業実施主体は、2の地方農政局長等による事業の評価の結果、目標が達成されていないと判断された場合については、その要因及び目標達成に向けた方策等を内容とする改善計画を作成し、これを地方農政局長等に提出する。
- 4 3の規定により報告を受けた地方農政局長等は、特に目標達成が見込まれない事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果について公表する。

第8 指導推進等

- 1 本事業の推進に当たっては、国は、関係部局や試験研究機関、都道府県等との協力の下、農林水産本省及び地方農政局並びに内閣府沖縄総合事務局における推進指導体制を整備し、指導推進に努める。
- 2 国は、本事業の適正な執行を確保するため、関係者以外の者の意見を聴取するもの

とする。

第9 他事業との連携

本事業の実施に当たっては、事業を円滑かつ効果的に推進するため、次に掲げる事業との連携に留意するものとする。

- 1 子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業
- 2 農山漁村地域力発掘支援モデル事業
- 3 広域連携共生・対流等対策交付金

第10 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

別表

事業名	助成対象の有無	事業実施主体	採択要件	補助率
<p>1 1年目</p> <p>(1) 地域全体での合意形成</p> <p>(2) 都市農村交流の中核を担う専門家となる人材の募集</p> <p>(3) 都市農村交流の中核を担う専門家の人材育成</p> <p>(4) 地域受入体制の整備</p> <p>(5) 地域での連携体制の構築</p> <p>(6) 体験プログラムの作成</p>	<p>助成対象</p> <p>対象外</p> <p>助成対象</p> <p>助成対象</p> <p>対象外</p> <p>対象外</p>	<p>本事業の事業実施主体は、以下に掲げる団体のうち、農村振興局長が別に定める公募要領により応募したものの中から選定された団体とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業協同組合又は農業協同組合連合会 ・ 森林組合、森林組合連合会又は生産森林組合 ・ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業生産組合 ・ 全国農業会議所、都道府県農業会議又は農業委員会 ・ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人） ・ 農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人） ・ NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人） ・ 一般社団法人又は一般財団法人 ・ 土地改良区又は土地改良事業団体連合会 ・ 農林漁業者又は農山漁村等の住民の組織する団体 ・ 地方自治体等が出資する団体 ・ 商工会、商工会連合会又は商工会議所 ・ 特認団体 	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>① グリーン・ツーリズムの推進や子ども農山漁村交流プロジェクトの受入れ等に意欲があるものとして農村振興局長が認めるものであること</p> <p>② 2年目に都市農村交流ビジネスを実施する目標に向けて適正な事業計画（行程表）が設定されていること</p> <p>③ 農村振興局長が別に定める承認基準に適合するものであること</p>	<p>定額</p>
<p>2 2年目</p> <p>(1) 受入組織の設立</p> <p>(2) 都市部の組織との連携活動</p> <p>(3) 都市農村交流ビジネスの実施</p>	<p>対象外</p> <p>対象外</p> <p>対象外</p>	<p>（この欄は1年目と同様）</p>	<p>（この欄は1年目と同様）</p>	<p>（この欄は1年目と同様）</p>